第百二十二条第二項中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百二十四条中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に、「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百二十五条中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に、「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改め、「業務」の下に「（高度管理医療機器プログラムを電気回線を通じて提供した場合にあっては、第一号に掲げる業務）」を加える。

第百二十六条中「又は賃貸」を「若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供」に改める。

第百二十七条第一項中「賃貸しよう」を「貸与しよう」に改め、同条第二項中「賃貸」を「貸与」に改める。

第百二十八条中「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に、「外国特例承認取得者」を「外国製造医療機器等特例承認取得者」に改める。

第百二十九条の見出し中「管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改め、同条中「営業所の管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改める。

第百三十条第一項中「及び医療機器」を「、及び医療機器」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に、「又は賃貸した」を「若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」に改め、同項第一号及び第二号中「若しくは賃貸した」を「若しくは貸与し、若しくは電気通信回線を通じて提供した」に改め、同条第二項中「賃貸した」を「貸与した」に改める。

第百三十一条第一項中「次のとおり」を「次に掲げる事項（高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項第三号中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改め、同条第二項中「別記様式第五十四号」を「別記様式第五十九号」に、「別記様式第五十五号」を「別記様式第六十号」に改め、同条第三項中「それぞれ当該」を「、当該」に改め、同項第一号及び第三号中「高度管理医療機器等営業管理者」を「高度管理医療機器等営業所管理者」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

第百三十二条第一項中「賃貸を」を「貸与を」に、「管理医療機器営業管理者」を「管理医療機器営業所管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りでない。

第百三十二条第一項第一号中「賃貸」を「貸与」に改め、同条第三項及び第四項中「管理医療機器営業管理者」を「管理医療機器営業所管理者」に改める。

第百三十三条の見出しを「（営業所の休廃止等の届出）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　営業所の名称

三　営業所の管理医療機器営業所管理者の氏名又は住所

四　営業所の構造設備の主要部分

五　営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類

第百三十三条第二項中「別記様式第五十四号」を「別記様式第五十九号」に、「別記様式第五十六号」を「別記様式第六十一号」に改める。

第百三十四条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「これらの規定中「高度管理医療機器等営業管理者」とあるのは「管理医療機器営業管理者」」を「第百二十二条第二項、第百二十四条、第百二十五条及び第百二十九条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「管理医療機器営業所管理者」と、同条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第二項」」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第百二十二条第二項中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「一般医療機器の販売業者等」と、第百二十四条及び第百二十五条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第百三十四条第四項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第百三十五条第一項中「別記様式第六十一号」を「別記様式第六十二号」に改め、同項第一号中「地方公共団体であるときは当該申請に係る事業に関する条例等の写し、その他の法人であるときは」を「法人であるときは、」に改め、同項第三号中「責任技術者」を「医療機器修理責任技術者（法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第四項に規定する医療機器修理責任技術者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第四号中「別記様式第六十二号」を「別記様式第六十三号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

第百三十六条中「特定保守管理医療機器及び特定保守管理医療機器以外の医療機器について、それぞれ」を削り、同条第一号中「令第二十条第三項の農林水産大臣が指定する医療機器」を「特定保守管理医療機器」に改める。

第百三十七条中「別記様式第六十三号」を「別記様式第六十四号」に改める。

第百三十八条第一項中「別記様式第六十四号」を「別記様式第六十五号」に改め、同項第二号中「別記様式第六十二号」を「別記様式第六十三号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

第百三十九条中「第十一条第一項」を「第三十七条の八第一項」に、「別記様式第六十六号」を「別記様式第六十五号」に改める。

第百四十条中「第十一条第一項」を「第三十七条の八第一項」に、「第十二条第一項又は令第十三条第一項」を「第三十七条の九第一項又は第三十七条の十第一項」に改める。

第百四十一条中「第十二条第二項」を「第三十七条の九第二項」に、「別記様式第六十六号」を「別記様式第六十七号」に改める。

第百四十二条中「第十三条第二項」を「第三十七条の十第二項」に、「別記様式第六十七号」を「別記様式第六十八号」に改める。

第百四十三条中「第十五条第一項」を「第三十七条の十二第一項」に改め、同条第四号中「責任技術者」を「医療機器修理責任技術者」に改める。

第百四十四条の見出しを「（医療機器修理責任技術者の資格）」に改め、同条中「法第四十条の三において準用する法第十七条第五項に規定する医療機器の修理業の責任技術者」を「医療機器修理責任技術者」に改める。

第百四十五条の見出し中「責任技術者」を「医療機器修理責任技術者」に改め、同条中「責任技術者」を「医療機器修理責任技術者」に、「第十七条第六項」を「第二十三条の二の十四第四項」に改める。